

函館市道路占用工事等施行基準

作成 昭和61年4月1日

一部改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条（道路の占用の許可）および第35条（国の行う道路の占用の特例）の規定による道路の掘削を伴う占用工事（以下「占用工事」という。）の施行に関し必要な基準を定めるものである。

(適用)

第2条 占用工事については、道路法、道路法施行令、その他の法令、通達、協定等によるもののほかこの基準によるものとする。

(施行にあたっての一般的留意事項)

第3条 占用工事施行者（以下「施行者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 家屋等に接近して施行する場合は、その出入りを妨げないような処置をすること。
- (2) 道路の構造、交通に支障をおよぼして公衆に迷惑をかけないように必要な措置をすること。
- (3) 道路の交差する箇所、または沿道建築物の出入り上必要な箇所には、安全な歩行帯を設けること。
- (4) 騒音、振動等に注意し、適正な防止措置をすること。

2 施行者は、次の各号に定めるところにより、施行しなければならない。

- (1) 着手前に必要な諸準備を整え、工事工程に間げきを生じないように努めること。
- (2) 原則として道路の片側を常に通行できるようにし、横断して掘削する場合は、交通に支障をおよぼさない範囲で部分的に行うこと。
- (3) 工事中の道路における交通誘導およびう回路の整備については、交通誘導員を配置し、指示どおり措置すること。
- (4) 現場における材料残土等の積みおろし作業時には、交通誘導員を配置し、交通安全を図るとともに清掃に努めること。
- (5) 工事材料（土砂等を含む。）・器具等は、道路標識、交通標識、消火栓等の施設に支障のない場所に定置し、常に点検、整理すること。
- (6) 掘削の肩には、土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼさないように措置すること。
- (7) 施行場所の周囲は、通行人および車輛等に危険をおよぼさないような保安施設を設置し、かつ、交通誘導員を適所に配置し、また夜間においては、赤色燈または黄色燈を点燈し安全を確保すること。

(道路付属物および既設占用物件の調査)

第4条 道路中心標、道路境界標、道路標識（公安委員会管理標識を除く）、防護柵、街路樹等を移動し、または一時撤去する必要を生じた場合は、道路管理者と協議したうえで、道路工事等施行承認（道路法24条）を申請し、その承認を受けること。

2 占用工事の施行にあたっては、あらかじめ工事箇所における既設占用物件等の調査を行ない、移設または撤去の必要が生じた場合は、埋設物管理者に連絡の上必要な措置をすること。

(工事の時期)

第5条 道路の掘り返しは、道路交通の障害となるばかりでなく、道路の不経済な損傷、事故の発生等道路管理上重大な支障となることから、占有者は、他の工事との調整を図る等必要な対策を講じ、工事期間の適正化および短縮を図るものとする。また、年末年始等交通量の増加する時期についても、工事が集中することのないよう、平準化等に努めるものとする。

(工事の施工)

第6条 工事の施行および管理については、最新の「北海道建設部土木工事共通仕様書」に準ずること。

(掘削の方法)

第7条 占有に伴う掘削の具体的な施行方法は、次の各号によらなければならない。

- (1) 開削工法、推進工法またはこれらに準ずる工法とし、えぐり掘は行なわないこと。
- (2) 舗装道路については、掘削時は、影響幅を除き、切断機でていねいに切断し、撤去する舗装塊は下層の掘削土砂と混じらないように注意し、それぞれ適正に処理すること。
- (3) 未舗装道路（砂利道等）については、土砂が混じらないように十分注意して掘削し、完全に区別しておくこと。
- (4) 丁張等を設けて、ていねいに掘削すること。
- (5) 掘削深によっては、土留め工等を施し、安全を確保すること。
- (6) 軟弱地盤または湧水地帯にあっては、道路管理者と十分協議したうえで、土留工等を施し、湧水および溜水を排除しながら掘削するとともにその排出先に留意すること。

(占有工事の制限)

第8条 道路の維持保全のため次の期間を経過しないものは、原則として掘削許可はしない。

- | | | |
|------------------------|---------|-----|
| (1) コンクリート舗装 | 工事完了日から | 5年間 |
| (2) アスファルト舗装 | 工事完了日から | 3年間 |
| (3) 路面処理（路上再生・オーバーレイ等） | 工事完了日から | 1年間 |

2 都市計画道路（車道部）は、原則として掘削許可はしない。

(適用除外)

第9条 次の各号に掲げる掘削工事であると認めるときは、前条の規定は適用しないことができる。ただし、復旧方法等は、事前に道路管理者と協議すること。

- (1) 災害予防または事故復旧（漏水、ガス漏れ、路面沈下等）工事等に伴う危険防止のためのもの
- (2) 公共的または公益事業のためやむを得ないもの
- (3) 市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
- (4) その他道路管理者が特に緊急を要すると認めたもの

(緊急保全工事)

第10条 既設の占有物件の管理者は、当該占有物件に損傷を生じ、緊急に当該占有物件を保全するための工事を施行する必要があるときは、直ちに道路管理者に届出し、その承認を受けたうえで、当該保全のための工事に着手しなければならない。

(復旧工事の施行方法)

第11条 道路掘削後の復旧方法は、別記1「道路復旧工事の施行基準」によらなければならない。

(復旧面積)

第12条 占用工事の制限を受けない道路の復旧は、掘削幅に影響部分として別記2-1「最小影響幅」を加えた範囲を復旧面積とする。

2 占用工事の制限を受ける道路のうちその除外を受ける工事については、既設舗装面への影響を考慮し、別記2-1「最小影響幅」および別記2-2「最小切削幅」を加えた範囲を復旧面積とする。

3 未舗装道路(砂利道)の復旧は、掘削幅に1.2を乗じた範囲を復旧面積とする。

4 コンクリート舗装・ロードヒーティング布設箇所・カー舗装・インターロッキングブロック等特殊な路面の復旧面積は、道路管理者と協議をしたうえで決定することとする。

(復旧の断面)

第13条 復旧の断面構造は別記3「標準復旧断面図」によらなければならない。

(工事の監督)

第14条 施行者は、工事現場に監督員または現場責任者を常駐させて、許可条件の履行および作業の監理・監督をしなければならない。

(着手および完了届)

第15条 施行者は、占用のため道路を掘削するときは、すみやかに「着手届」を道路管理者に提出しなければならない。

2 施行者は、復旧工事を完了したときは、すみやかに「完了届」を道路管理者に提出しなければならない。

(写真の提出)

第16条 施行者は、次の各号に掲げる要件が盛り込まれた写真を提出しなければならない。

(1) 着工前(工事名、施行月日、施行箇所、占用者名および工事施行者名を表示した標板を入れて撮影すること。)

(2) 埋設物件の位置確認

(3) 埋め戻し材料および復旧断面厚さ等が判断できるもの

(4) 復旧工事完了後

(5) その他道路管理者が指示するもの

(完了検査)

第17条 道路管理者は、必要があると認めるときは、中間検査または完了検査を行ないその復旧状態が良好でない認められる場合は、工事の再施行を求めることができる。

(保証期間等)

第18条 復旧工事の保証期間は、道路の構造等を考慮して次のとおりとする。

(1) 舗装道路 工事完了日から 2年間

(2) 砂利道 工事完了日から 1年間

2 前項の規定にかかわらず、その瑕疵が占用工事を施行した者の故意または重大な過失により生じた場合の補修工事および損害の賠償の請求期間は、当該占用工事の完了日から3年間とする。

(その他)

第19条 この基準に定めがないものまたはこの基準によりがたい場合は、道路管理者がその都度定める。

附則

この基準は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市道路占用工事等施行基準の規定は、平成26年4月1日以降に着手する工事について適用し、改正前の同基準に基づき着手した工事については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市道路占用工事等施行基準の規定は、平成28年4月1日以降に着手する工事について適用し、改正前の同基準に基づき着手した工事については、なお従前の例による。

道路復旧工事の施行基準

1 目的

この基準は、函館市が管理する道路を占用工事等によって掘削等をした場合の復旧工事について必要な事項を定めるものとする。

2 施工方法

掘削部分の復旧は、所定の作業完了後ただちに、以下に掲げる各工種ごとの方法によって施行しなければならない。

(1) 埋戻し工

- a 埋戻し土は、粘土塊・有機物・ゴミ・その他有害物を含む場合は、良質の土砂等と置き換えることとする。また、埋戻しに適した含水比を有すること。
- b 埋戻し前に、湧水、溜水を完全に排水し、その他有害物を除去した後埋戻し、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに適切な転圧機械等を使用して十分締め固めること。
- c 掘削溝内に既存埋設物がある場合には、その管理者との協議に基づく防護等をし、埋設物附近の埋戻し土が将来沈下しないよう十分注意して施行すること。

(2) 路盤工

- a 使用材料は、切込砕石・切込砂利とし、環境等を考慮し、再生アスファルト合材・再生路盤材を積極的に使用するよう努めさせなければならない。
- b 材料は、均一に敷き均し、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに適切な転圧機械等を使用して十分締め固めること。
- c 養生砂を使用し、仕上げを行うこと。

(3) 仮復旧

- a 仮復旧は、路盤工施工後直ちに完了するものとし、本復旧工事を施工するまでの間、交通に支障をきたさないようにしなければならない。
- b 仮復旧舗装厚は3cmとし、加熱合材または常温合材を使用すること。

(4) 特殊な仮復旧工

前項の規定にかかわらず特殊な仮復旧工事をする必要があると道路管理者が認めたときは、別に指示する方法により占用者に仮復旧工事を施工させることができる。

(5) 舗装工

- a 本復旧工事に使用する諸材料は、(社)日本道路協会の「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、 「舗装設計施工指針」ならびに「舗装施工便覧」に規定された材料規格に適合するものでなければならない。
- b アスファルト合材およびセメントコンクリートの混合、運搬、舗設、養生ならびに品質管理等の方法については、市が特に指示する場合を除き、(社)日本道路協会の「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、 「舗装設計施工指針」ならびに「舗装施工便覧」に規定された方法に適合するものでなければならない。
- c 影響幅部の路盤は、必要に応じて材料を補足し、瀝青材を塗布のうえすみやかに、アスファルト舗装を施行すること。

- d 占有工事の制限を受ける道路のうちその除外を受ける工事においては、既設舗装面への影響を考慮し、別紙3のとおり影響幅外について切削幅として切削機を用い、表層を切削・復旧すること。
 - e 既設舗装との一体化を図るため、既設舗装の切断面およびアスファルト舗装各層には瀝青材を入念に塗布し、十分に締め固めて平坦に仕上げること。
- (6) 砂利道復旧工
- a 材料は、所定の厚さになるまで十分敷均すこと。
 - b 既設砂利層も含めて不陸整正し、十分締め固めをすること。
- (7) コンクリートブロック復旧工
- 復旧に使用するコンクリートブロックは、原形を保ち、クラック等の破損が生じてないものを使用することとし、必要に応じて新規購入品（J I S規格）を使用すること。
- (8) その他
- 仮復旧工事完了から本復旧工事完了までの期間においては、占有者は現場を巡回し、路盤沈下その他不具合が生じた箇所は直ちに材料を補足する等適切な措置を施し、交通の円滑を図らなければならない。

最小影響幅

占用工事により掘削部の周囲に与える最小影響幅は、以下の通りとする。
ただし、交通量、縦断占用等これによりがたい場合は、別途協議する。

開削工事における最小影響幅

区 分	車道	歩道	歩道（重車両）
都市計画道路	0.50m	0.20m	0.30m
その他市道，市有道	0.30m	0.20m	0.30m

最小切削幅

占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の道路における掘削部の周囲に与える最小切削幅は、以下の通りとする。

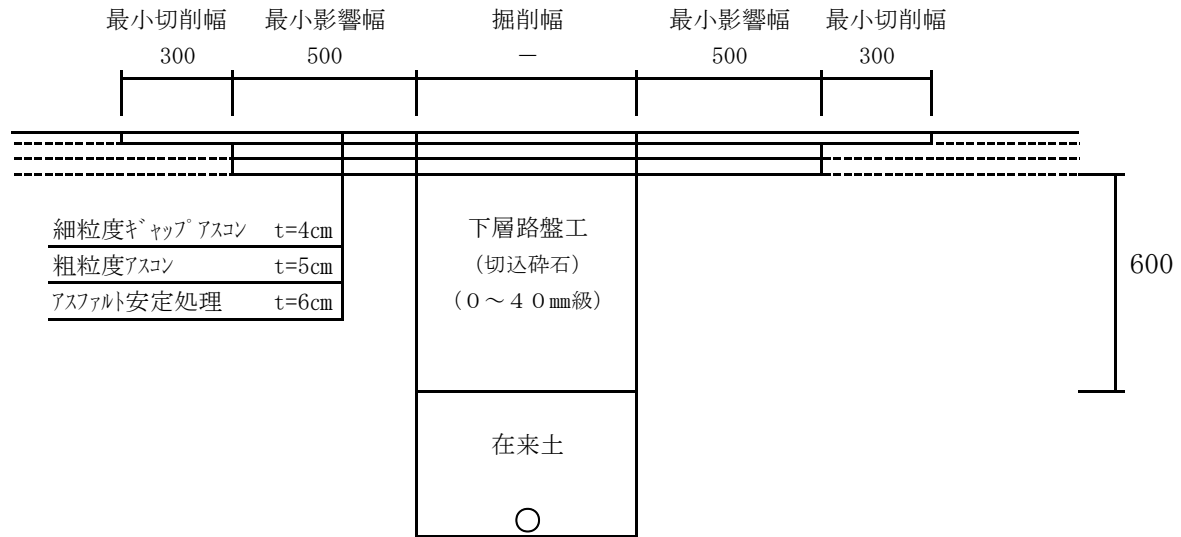
ただし、交通量、縦断占用等これによりがたい場合は、別途協議する。

開削工事における最小切削幅

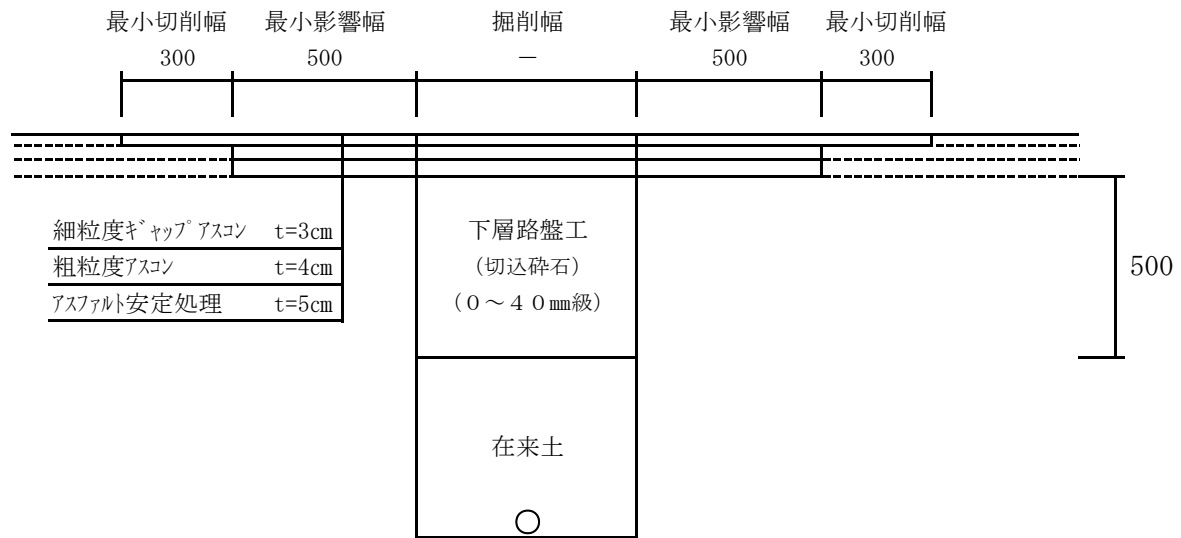
区 分	車道	歩道（重車両）
都市計画道路	0.30m	0.30m
その他市道，市有道	0.30m	0.30m

標準復旧断面図 (アスファルト)

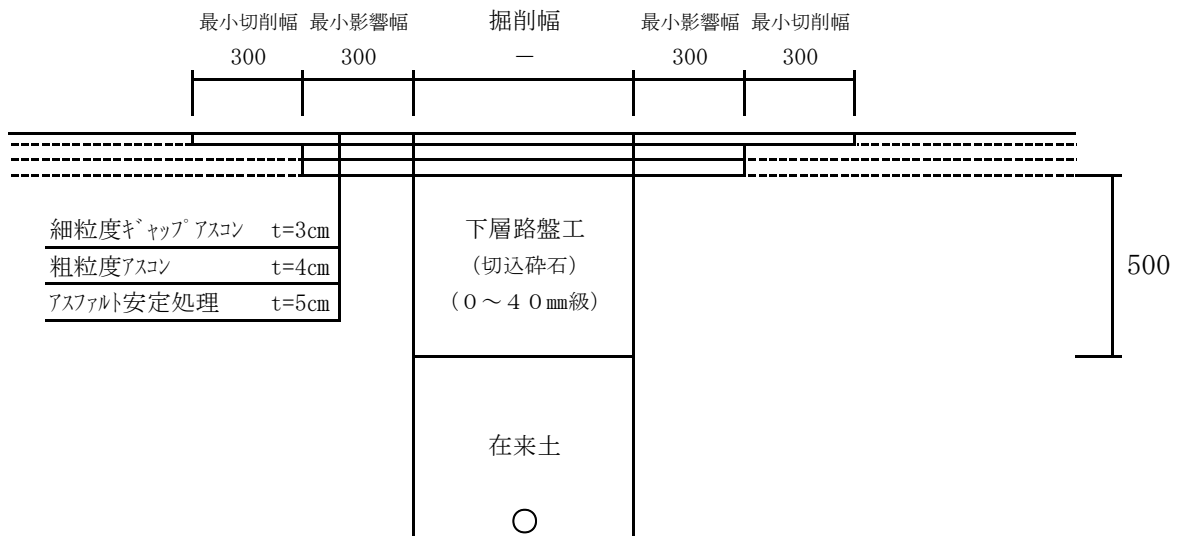
都市計画道路 (車道)



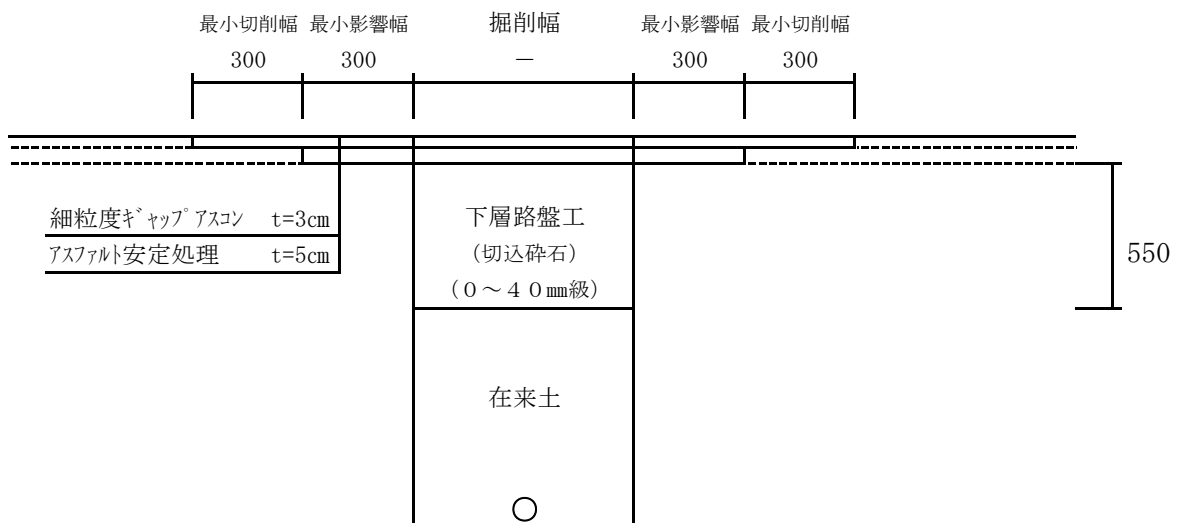
都市計画道路 (車道)



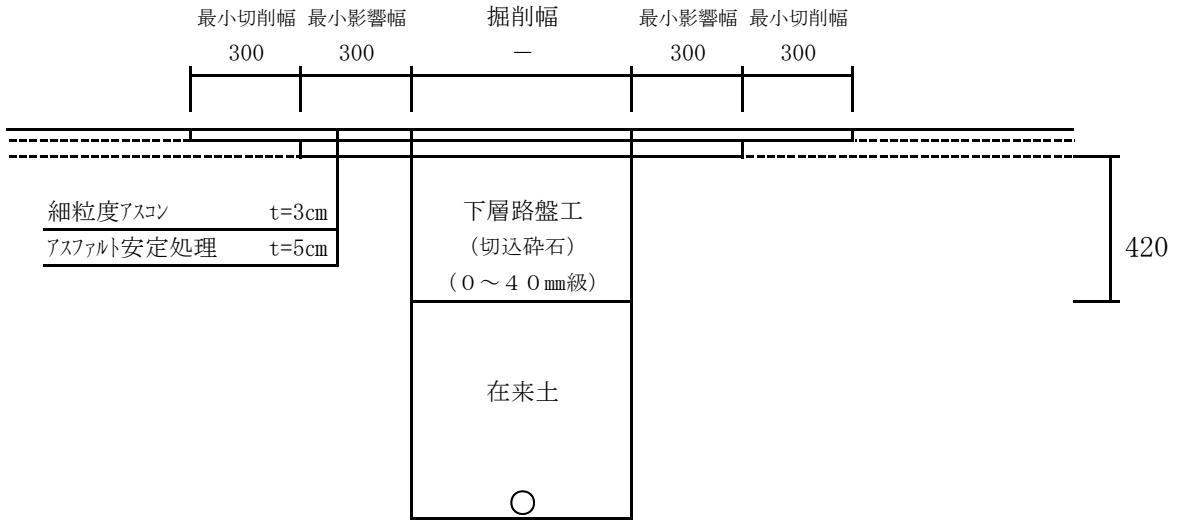
占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の市道（車道）



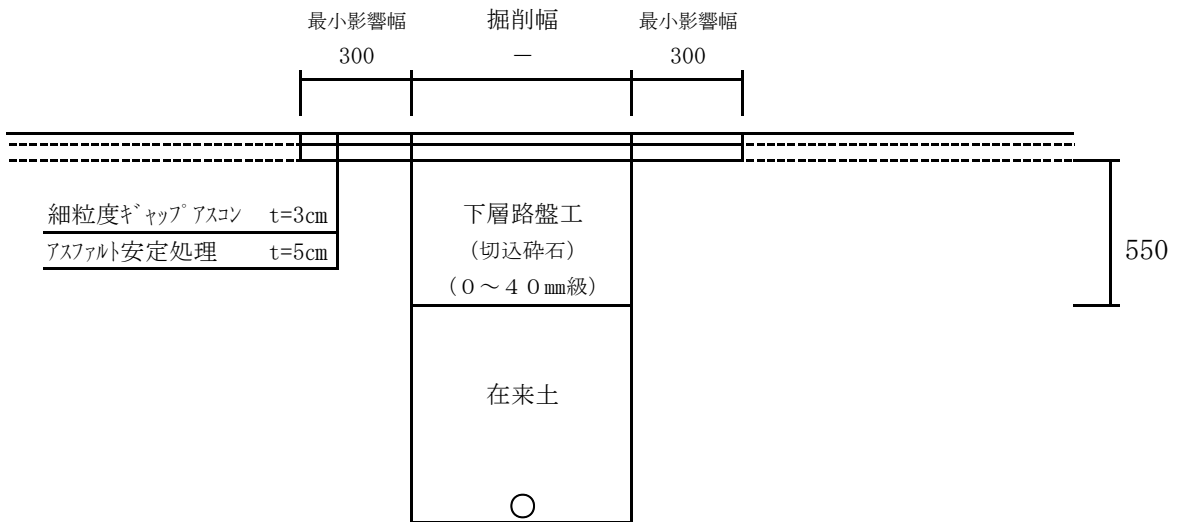
占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の市道（車道）および市有道（車道）



占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の歩道（重車輛）



アスファルト舗装の市道（車道）および市有道（車道）



アスファルト舗装の歩道

